

# 第30次地方制度調査会 専門小委員会資料

中核市市長会

平成24年11月7日(水)

## 1 両制度の統合について

- ・中核市制度と特例市制度の統合については、規模と能力を有する市には積極的に権限を移譲するという観点から、中核市の要件を緩和する方向で進めることは望ましい。
- ・但し、財源措置のあり方については、中核市の要件を満たす市が、中核市に移行しない理由として財源措置が不十分であることがあり、見直しが必要である。
- ・両制度の統合と併せ、都市制度全体については、補完性の原理・基礎自治体優先の原則に則り、基礎自治体が自律的な地域経営を行えるよう権限の配分とそれに見合う財源を措置するとともに、抜本的な再編を行うことが必要である。

## 2 都道府県から中核市・特例市への事務の移譲について

- ・事務移譲については、地域の実情に応じ、基礎自治体の主体的な判断による「選択制による権限(事務)移譲の枠組み」が必要である。
- ・都道府県から特例条例による移譲を円滑に行うためには、都道府県と対等の立場で協議することが重要であり、全国共通の「権限(事務)移譲に関する基本的なルール」が必要である。
- ・権限(事務)移譲には、それに伴う財源と人材が十分確保されることが必要である。

### 3 市議会議員の選挙区及び住民自治について

- ・住民自治の拡充については、画一的な住民自治の仕組みの導入でなく、個々の実情にあった対応ができることが必要である。

### 4 地方拠点都市としての中核市・特例市の役割について

- ・広域連携のあるべき方向については、人口減少・高齢化という中で、今後の地方制度調査会において十分議論して頂きたい。
- ・特に広域圏の中心的役割を担い、周辺自治体との調整・連携を主導する市に対しては、その推進に必要な財源を確保できるよう財政措置を行うことが必要である。
- ・定住自立圏構想の中心市を全中核市に拡充する等、効率的・効果的に運営できるような柔軟な連携の仕組みを制度化することが必要である。
- ・地方の拠点都市だけでなく、大都市周辺においても急速な高齢化が生じるであろうことから大都市周辺についても検討が必要である。

# 事務権限等の移譲に関する意向調査(中核市市長会アンケートより)

中核市市長会 事務権限等の移譲に関する意向(必要度)調査 総括表

回答数:41市/48市

	貴市における必要度			
	是非必要	必要	どちらとも言えない	不要
公立小中学校教職員の人事権	14	16	4	7
公立小中学校教職員定数の決定権限及び学級編制基準	14	18	2	7
公立小中学校教職員の給与・手当等の決定権限及びその財源移譲	13	16	2	10
市域内文化財保護に関する事務	4	11	13	13
保健所設置市が設置する食品衛生検査施設の設置基準 (「従うべき」→「標準」又は「参酌すべき」)	9	17	9	6
保育所の居室面積に関する基準の緩和 (「従うべき」→「標準」又は「参酌すべき」)	2	11	15	13
市域内道路の一元管理	3	15	7	16
都市計画決定権限の移譲	3	11	7	20
道路の構造基準の条例委任	2	9	13	17
防衛大臣に対する自衛隊の災害派遣要請権	6	20	5	10

### 【メリット】

- ・住民サービスが向上する。
- ・まちづくりに必要な権限が付与される。
- ・市行政が充実・強化される。

### 【デメリット】

- ・行政需要が少ない事務の権限移譲により非効率化を招いている。
- ・都道府県と市町村の協議の場が設置されていない。また、設置されているものの書面協議や協議・説明が不十分なため市町村の意見が十分に反映されないケースが多い。
- ・国・都道府県・市町村のあり方や役割分担が不明確なまま、権限移譲のみ先行している。
- ・移譲事務内容に精通する専門職員が不足している。
- ・職員の定数管理上、必要な人員が確保できない。
- ・移譲事務内容についての市職員の能力向上・育成が十分できていない。
- ・移譲事務内容に見合った財源移譲がなされていない。

### 【課題解決に向けて】

- ・効率的な権限移譲がなされるように都道府県と市町村が十分に協議する場を設け、市町村の意見が十分に反映されるような仕組みを構築するように求める。
- ・都道府県・市町村のあり方や役割を明確にするように求める。
- ・専門的な事務等に係る研修期間が十分に確保されているとは言い難いものも存在するため、研修期間や相談体制等を十分に確保するように求める。
- ・事務内容によって市町村間で判断や対応に差異が出ないよう、判断基準等を明示するように求める。
- ・市町村の負担が生じることのないように、権限に見合う財源の移譲を求める。

## ○ 地域の実情に応じた必要な事務権限の移譲を行うため、基礎自治体の主体的な判断による「選択制による権限移譲の枠組み」を確立すること

地域主権改革一括法により、基礎自治体への権限移譲は進みつつあるものの、地域の実情に応じた自主・自立のまちづくりを実現するためには、まだ不十分であると考えている自治体は多い。

特に地方分権のけん引役として先導的な役割を担うべき中核市においては、できる限り多くの事務権限が移譲される必要があるが、多種多様な行政需要を抱える基礎自治体への権限移譲を今後さらに推進するにあたり、その主体性が発揮され、地域の特性に応じた独自のまちづくりを進めるためには、それに必要な事務権限も様々であるという点も考慮しなければならない。

このようなことから、今後の権限移譲においては、基礎自治体による主体的な判断による「選択制による権限移譲の枠組み」を確立するよう求める。この枠組みによって、地域の実情に応じた適切な権限移譲が可能となり、移譲される権限を積極的に活用する先進的な自治体の取組を促進し、さらには他の自治体に波及することで、全国的な権限移譲の流れを加速させることが期待できる。

## ○ 特例条例による都道府県からの事務権限の移譲を円滑に行うための「権限移譲に関する基本的なルール」を確立すること

事務処理の特例条例の策定にあたっては、都道府県知事と市町村長との事前協議が必要とされているが、実質的には都道府県の一方的な判断により、移譲対象事務が市町村へ提示されるため、市町村にとっては、その行政運営上、あるいは住民ニーズの面から、必ずしも必要でない事務事業が移譲対象となるケースが見受けられる。

その背景として、事務処理の特例に関する地方自治法の規定の運用についての明確な指針の不在、対等な立場での協議の機会の不足などがあり、市民生活の最前線で事業を行っている基礎自治体にとって望ましい権限移譲を円滑に実現するためには、こうした課題を解決するための新たな仕組みが必要である。

都道府県知事と市町村長との対等な立場による効果的な協議を実現し、住民に対する的確な行政サービスの提供を確保するためには、各都道府県と市町村の主体的な取組により、それぞれの地域の実情に応じた望ましい協議の場が確立されるべきであるが、その後押しとして、権限移譲に関する協議における広域自治体と基礎自治体の意見等の調整や基本的・統一的なルールの確立について、法令整備を含めた対応を求めるものである。